

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成 2 3 年度第三次補正予算)										(農林水産省)	
事業名	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金				担当部局庁		農村振興局		作成責任者		
事業開始・終了(予定) 年度	平成23年度～				担当課室		整備部農村整備官		農村整備官 大田 武志		
会計区分	一般会計				施策名		⑥優良農地の確保と有効利用の促進、⑦農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備、⑨農業・農村における6次産業化の推進、⑩都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における農業の振興、⑪農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全、⑫森林の有する多面的機能の発揮、⑬林業の持続的かつ健全な発展、⑭林産物の供給及び利用の確保、⑰漁村の健全な発展				
根拠法令	「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」第6条第2項				関係する計画、通知等		定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針				
事業の目的	東日本大震災では、日頃から地域の集会施設として広く活用されているコミュニティ施設や日常多くの人々が働く農産物の集出荷・加工・販売施設などにも被害が及んでおり、災害時に人命に多大な影響を及ぼす恐れのある施設の整備、補強及び機能強化等が強く求められている。よって、安心・安全な農山漁村への定住及び交流等の促進を図るため、農山漁村活性化施設の整備、補強及び機能強化等を推進することとする。										
事業概要	○活性化施設等に係る被災防止等対策事業 東日本大震災を教訓として、人命に多大な影響を及ぼす恐れのある施設について、施設の整備、補強及び機能強化等の実施を支援。										
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☒ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他										
23年度予算額 (単位：百万円)	当初		第 1 次補正		第 2 次補正		第 3 次補正		計		
	18, 357		-		-		1, 100		19, 457		
成果目標 (アウトカム)	成果指標		単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標		単位	23年度活動見込	
				23年度	(28年度)						
				本事業の実施により、定住・交流人口の維持、集落コミュニティの維持など一定の効果が期待されるものの、定量的な成果目標の設定は困難。			安心・安全な農山漁村地域づくりに係る取組み件数		計画	(-) 52	
単位当たりコスト	21.2(百万円／計画)				算出根拠		1,100百万円／52計画(活動見込数)				
事業所管部局による点検											
項 目						内 容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。						本交付金は、市町村等が策定する活性化計画に基づき実施する被災防止等対策事業を支援するものであり、基本方針等で示された「市町村が基本となる復興」、「地域経済活動の再生」等に合致する。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。						本交付金の対象施設は、農林漁業者の生業や生活に直結する生産施設や集落コミュニティ維持のための定住・交流等共同利用施設であり、災害時の人的・経済的被害の軽減を図るために実施するものであり、今後の災害への備えとして、早期支援へのニーズが高く、優先度も高い。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。						被災した市町村の財政は脆弱であり、国が積極的かつ集中(短期)的に関与・補助することで、より一層の復興促進が期待される。また、他事業では対象外の施設を支援対象とするなど、類似事業等との役割分担は適切である。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。						定住・交流促進に係る施設の整備、補強及び機能強化等を図ることにより、被災した農山漁村地域における定住・交流人口の維持、雇用の再創出及び集落コミュニティの回復などの効果が期待される。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。						農山漁村地域は被災により疲弊しており、自主財源による復興が困難な状況である。本交付金における国の役割は、市町村等が実施する復興事業に対し、特に財政面に関して十分な支援を行うものである。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。						本交付金は他事業で対象にならない施設を主な支援対象としており、他事業との整合性はとれている。また、市町村が作成する活性化計画に基づき計画的・効果的に実施されるものである。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。						被災市町村は早期の支援を望んでおり、執行については既存の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の制度・手続を踏まえて、迅速な着手・執行が可能である。					